

回 答 書

件名	令和7年度東大阪市内道路橋定期点検事業業務委託
----	-------------------------

(質 問 事 項)	(回 答)
・受注した際の業務実施体制について、参加申請時に申請した橋梁検査員及び点検員以外にも、補助員として技術者を配置することは可能でしょうか。 ・補助作業を協力会社へ請負することは可能でしょうか。	・人数制限は設けておりません。 ・契約書(案)に記載しております。
本業務の積算で使用している積算基準及び公表場所(HP等)をご教示ください。	積算基準は公表しておりません。
計画準備、定期点検、報告書作成の歩掛について 今回採用されております基準書についてご教授ください。 ・各橋梁点検車の日数についてご教授ください。 ・各交通誘導警備員の数量についてご教授ください。 ・各橋梁点検車の種類についてご教授ください。 ・各橋梁点検車の軽油数量、採用単価についてご教授ください。	歩掛、単価は公表しておりません。

回 答 書

件名	令和7年度東大阪市内道路橋定期点検事業業務委託
----	-------------------------

(質 問 事 項)	(回 答)
・橋梁点検の作業は、全て昼間作業と考えて宜しいですか。 ・交通規制は、不要と考えて宜しいですか。夜間作業又は交通規制が必要となった場合は、変更対象となりますか。 ・「点検作業方法の変更は設計変更にならない場合」とは、どの様な場合がありますか。 ・今回の点検は、3巡目と考えて宜しいですか。 ・橋梁点検車使用時の交通誘導員は、交通誘導警備員Bが1名と考えれば宜しいですか。箇所毎に複数名必要な指定箇所はありますか。 ・橋梁点検車の賃料は、大阪府公表資料内のBT-200と考えれば良いですか。或いは、建設物価記載の橋梁点検車賃料と考えれば宜しいですか。 ・代価表第12号～14号迄の諸雑費は、有効数字上位4桁にする為の切り捨て、或いは、切上げのためと考えて宜しいですか。 ・橋梁点検車に使用する軽油単価は、建設物価、積算資料の6月号より廉価な方を用いていると考えて宜しいですか。 ・代価表第1,第2,第3号代価表の橋梁点検は、作業用の仮設は不要と考えて宜しいですか。或いは、現地踏査後の協議対象ですか。 ・本積算に係る項目毎の歩掛の開示をお願いします。或いは、引用元の資料名公表をお願いします。	・昼間作業になります。 ・交通誘導員は設計上必要と判断しており、必要な人数を見込んでおります。 ・特記仕様書に記載しております。 ・3巡目となります。 ・歩掛は公表しておりません。 ・単価は公表しておりません。 ・切り上げのためとなります。 ・単価は公表しておりません。 ・仮設は見込んでおりません。 ・歩掛は公表しておりません。
実施要領及び仕様書でなく、金抜設計書についての質問であります、よろしくお願いします。 質問1: 金抜設計書、代価表第9号、第10号、第11号に交通誘導員が計上されていますが、交通誘導警備員AそれともBのどちらでしょうか。また、配置体制は1橋当たり1人でよろしいでしょうか、ご教示願います。 質問2: 金抜設計書、代価表第12号、第13号、第14号に橋梁点検車が賃料として計上されていますが、橋梁点検車の規格(たとえば作業高、積載重量)をご教示願います。 質問3: 金抜設計書、代価表第9号、第10号、第11号で10橋当たりの各橋梁点検車日数及び交通誘導員数をご教示願います。 質問4: 橋梁リストの仮設使用で、参考としてポートが記載されていますが、本金抜設計書では賃料などが計上されているのでしょうか、ご教示願います。	質問1: 歩掛は公表しておりません。 質問2: 単価は公表しておりません。 質問3: 歩掛は公表しておりません。 質問4: 仮設は見込んでおりません。